

# 熊本県警察の監察に関する訓令

平成 14 年 12 月 26 日

本部訓令第 16 号

熊本県警察の監察に関する訓令（平成 8 年熊本県警察本部訓令甲第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この訓令は、監察に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 2 号）に定めるもののほか、熊本県警察が行う監察に関し必要な事項を定めるものとする。

（監察実施者等）

**第 2 条** 警察本部長は、熊本県警察の全所属の監察を行うものとする。

2 警察本部長は、警務部長、首席監察官、監察課長、監察官その他の警察本部長が指名する者（以下「監察担当官」という。）に監察を行わせることができる。

3 警察本部長及び監察担当官は、監察を行うため必要があると認めるときは、監察を補助する者を指名することができる。

（監察の種類）

**第 3 条** 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) 業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察（次号に掲げるものを除く。）

(2) 特別の事情がある場合における業務上の問題点を把握するための監察

3 服務監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) 服務の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察（次号に掲げるものを除く。）

(2) 特別の事情がある場合における服務上の問題を把握するための監察

（監察の実施）

**第 4 条** 警察本部長は、監察に関する規則第 2 条第 1 項の規定により作成した監察実施計画に従い、総合監察（第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に掲げる監察をいう。）を行うものとする。

2 警察本部長は、警察の能率的な運営又はその規律の保持のために必要があるときは、その都度、速やかに、随時監察（第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号に掲げる監察をいう。）を行うものとする。

3 警察本部長は、前項に掲げるもののほか、緊急かつ特別に監察を行う必要

があるときは、監察担当官に対し、特別監察を命ずるものとする。

(資料の提出等)

**第5条** 監察担当官は、監察実施上必要があるときは、職員に対して資料の提出若しくは説明又は指定場所への出頭を求めることができる。

2 監察担当官は、監察実施上必要があるときは、所属長に対して資料の提出若しくは説明又は調査を求めることができる。

(監察結果の報告)

**第6条** 監察担当官は、第4条に基づく監察を行ったときは、その結果を警察本部長に報告するものとする。

(受監所属の長の措置)

**第7条** 監察を受けた所属の長は、監察において改善、検討等を要するとして指摘された事項については、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

(監察への協力)

**第8条** 所属長は、監察実施上参考となる事項について監察担当官に連絡するなど、監察が円滑、適正に行われるよう協力しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。